

## 第13回 奈良県税制調査会 議事録

- 1 開催日時 平成28年10月18日(火) 午後3時20分～午後4時50分
- 2 開催場所 奈良県庁5階 第一応接室
- 3 出席者 委員：林座長、上村委員、竹本委員、鶴谷委員  
県：荒井知事、松谷副知事、一松総務部長、村田地域振興部長、  
事務局：北條税務課長
- 4 議題 (1) 地方消費税の清算基準の見直し等について  
(2) 望ましい地方税のありかた調査事業について  
(3) 「税を考えるシンポジウム」について
- 5 公開・非公開の別 非公開  
(理由：個別の納税者情報が含まれる可能性があるため)
- 6 議事内容

### 議題(1) 地方消費税の清算基準の見直し等について

<一松総務部長>

— 一松総務部長 資料説明 —

<一松総務部長>

なお、この場を借りて欠席されている先生方からのご意見もご紹介させていただきます。佐藤主光先生からは、これは本人にご了解を得ておりますのでメールをそのまま読み上げますと、「医療関係など非課税や消費地が不明な取引を算定基準から除外して、その分を人口基準に回すことや、昼夜間人口比率を使って昼に購入して夜に居住地で消費する分を織り込むことは実践的で実行性が高いように思われるので、優れた改革案だと思います。理想的には家計調査など需要サイドの統計が使えると良いのですが、サンプル数やサンプルの偏りが有り、しばらくは難しいですね。GDPの設計を含めてこの国は統計問題に本腰を入れるべき時期であるかもしれません。」というご意見をいただいております。また、鈴木先生の方は主に今ご説明させていただいたばかりの医療・福祉の非課税部門の取り扱いを中心に議論をさせていただきまして、その結果は資料の中でご案内させていただいております。

ます。先生がおっしゃりたかったことは統計データから医療・福祉分野を除外していく時にその分を人口と従業者数のどちらの基準に振り分けていくかという議論があると。私どもの提案は人口基準に振り分けていくということなんですけれど、その際社会保障財源化という切り口も加味していくことになるのであれば、使い途から配分を論じていくという新しいハードルに挑むことになるのではないかというご意見でした。以上でございます。

<林座長>

はい、ありがとうございます。佐藤、鈴木両先生のご意見も含めてご説明いただきましたけれども、今のご説明についてのご意見、疑問などいただきたいと思います。

<上村委員>

はい、事前に説明をいただいているのでかなり理解はしているのですが、相当な計算をされているということで本当に大変な作業だったというふうに思います。総務省で、多分かなりの人をかけてやっていることを、奈良県で出来ているのはすごいことだなと思っています。とにかくどういうロジックで統計基準を引き下げていくところにコアの提案があるのですが、かなりいいものが出来ているのではないかとこのように私は思っています。

<林座長>

はい。では、竹本先生。

<竹本委員>

はい、私も元々その人口基準を上げていくべきだと思っているのですが、ただそうは言ってもそれだけでは通用しないわけで、非常に良いロジックで、非常に良かったと思っています。事前にご説明していただいた時に医療がよくわからなかったのですが、今日お伺いしてそれはそうだなという気がいたしました。

その医療のところですが、人口というよりはもう少し高齢者の人口でやってもいいのかなという気がしました。

<林座長>

医療費関係の統計というのは都道府県別には特にはないのですか。

<一松総務部長>

国保や後期高齢者について、都道府県別の医療費というのは出せます。これは鈴木先生との議論でもあったのですが、まさにその社会保障財源化という趣旨を汲み取ってより人口を重視した基準にする時に、もちろん議論としては高齢者人口でというのはあるのですが、そこまで行くとまた新しい基準を取り入れることになるので、ここではとり

あえず人口ということにさせていただいております。今後の議論としてはあると思います。他方で市町村では結構地方消費税収の引上げ分が子育てに使われていたりしますので、高齢者人口だけでよいのかと、そこら辺のバランスの問題があります。医療・福祉に限って言えば高齢者人口という議論になりやすいのですが、子育てもありますので。

<林座長>

私も、地方の側からこういう提言をしていくというのは非常に大事、計算も精緻にされているということで、何らかまた活かされて行くのではないかと思います。一点ですね、人口というのは財政需要の方ですよ。需要サイドということでは消費性向が地域によってそんなに変わらないのであれば、所得の方を使ってというのも一つの視点としては有りかなと最近思っているところです。財政需要の代理変数として人口を取るのと、所得を取ると比較できるといいですね。やってみないと分からないですけど、一人当たりの所得だつてそれなりの差があるかもしれないので、消費よりも差が大きければあまり生産的ではないという話になります。

昔、EUで統合する時に付加価値税の域内の調整をしようと、クリアリングハウスとか色々な案がありましたが結局は実現していません。県境を越えるというのと、国境を越えるというのは割と話としては似たような話だと思うので、生かせるところはまた地方消費税の議論の中に生かせて行ければと思います。

そうしましたら、こういった今日の議論も踏まえていただいて、国の方への要望書、資料の後ろに案というのがありますけれども、提出を進めていただくということで。知事、何かご意見は。

<荒井知事>

従業者基準というのが基準に入った経緯は。

<一松総務部長>

これはですね、最初の時に75パーセントの統計基準を入れ、統計で捕捉されないものが残り25パーセントあるということにしたときに、人口と従業者数で半々にしたというのが一つ。要するに統計で捕捉されない取引の中で、居住地で消費される取引を人口基準、それから事業者の所在地でやる取引に従業者基準で補うことにしてその割合を半々でやった。もう一つは、従前の税制の地方譲与税の譲与基準からの金額の変動を小さくしようとしたという経緯があります。

<上村委員>

譲与税の譲渡基準が、まさに12.5と12.5です。

<荒井知事>

その捕捉されない分の業種の従業者数というわけでもないんだよね。擬制しているだけなんだよね。理屈として成り立つんだろうかどうかというのが、疑問なんだけれども。

<一松総務部長>

27年度税制改正時には、従業者数はサービスの代替指標という説明もされています。31ページにですね、真ん中の方に注というのが書いてあるのですけれど、その制度創設時からサービス分のシェアを計算すると15ポイント以上高まっているので、もし27年度改正の考え方でサービス分のシェアが高まる分従業者数の比率を落とすという考え方が以前から採られていたとすれば、従業者基準はとっくの前に廃止になっていても不思議はないという一つの論法を書いています。

<荒井知事>

なんか直感だけれども、従業者基準は無くなっても良いのではないかという感じがするのだけれどね。そもそも入っている理由がちょっと中々立たないからかえってなくなっていない、裏腹の感覚があるのだけれど。

サービスとモノの販売で消費税をとった販売額が全部でこれこれだというのがあって、それを全部販売地ベースでもしっかりと捕捉できているとすれば、サービスの分野はその地で消費する、モノの分は買って持って帰るのだから消費地は別だろう、それも越境統計があれば全部わかるだろうと、こういう基本からスタートする。しかし、実態としては消費税の対象になっているのに販売地も消費地もわからないというものがある。これはどうするのかと。統計も何もないと。

まあ、むしろすべて統計すらなかった方が良かったかもしれない。人口で確認するしかないじゃないかとなっていたかもしれない。

<一松総務部長>

今、市町村交付金の配分基準はまさにそうになっています。市町村別の統計データがないので人口の比率が半分になっています。

<荒井知事>

なまじっか都道府県別では統計で把握できると言ったものだから、把握分と未把握分の2つを解決しないといけない感じがするのですよね。実際には把握分でも消費地がはっきりしない。大阪で冷蔵庫を売ったよと言っても、奈良で消費している。要は消費地というのがいづれにしても両方わからないというような感じ。

<一松総務部長>

把握分も供給側の販売統計でやっている限りは、最終的な消費地はわかりませんから。

<荒井知事>

わからないのに、今のようなこととして良いのかというのが、基本的にあるのだけでも。だいぶ消費の実態と離れているのではないかと。なまじっか統計があるからえいやっといい加減な理屈を立ててしまった、地方消費税というのを確立するのだと理屈を立ててしまったのが、今やちょっと罪になってるのかなと思うのだけでも。

<一松総務部長>

ここで一つ補足ですが、今の我々の試算に過ぎないのですけれど、今度 7 ページでありますように、新たに 26 年商業統計への置換えが行われます。人口も奈良は減ります。そうすると何が起るかというと、このまま何も改正がなされないと、27 年度改正で先ほど申し上げたように 16 億円増になったんですけど、改正しない場合に比べ 15 億円ほど失うこととなります。このままで行くと座して死を待つような形になるということです。今ご説明申し上げた提案の一つ一つの効果は数億円単位ですけれど、積み重ねていくと 15 億円の減少を取り戻すだけでなく、差し引きで 10 億円を上回るプラスになります。ただし、ある意味これだけ直してもそんなものだという事でもあります。黙っていると統計が入れ替わる度に奈良はどんどん沈んで行くというのが現状です。

<荒井知事>

他の団体でもそんなところあるじゃないの。

<林座長>

人口でやるとね、効いてくるところが幾つか出てきますね。

<一松総務部長>

伸率で言うと、奈良はダメージを受けるという意味では上から 4 番目です。我々の試算に過ぎないですけれど、1 番目が福井県で、次が青森県、それから京都府、その後に奈良県となります。統計の入れ替えと人口減少の影響で、我々としてはどうしようもないのですが、清算基準がそのままだとそうなります。

<荒井知事>

統計で把握できないのは、今のところわからないのだから人口でしょうかというアイデアになる。そうならみんな統計で把握できればいいのに。どこで消費しているかが本当はわかっていないのにわかったと称していることはどうすればいいのか。

<一松総務部長>

少なくともそこでは消費されていないでしょうという取引は、販売統計データから外して人口基準に寄せて行くという提案をしているところです。

<荒井知事>

越境物販とネットもそうかもしれないけれど、統計から抜いてやるのか。消費地を探して、わからなければ統計の未把握分に行くのか。

<一松総務部長>

消費地はわからないので、ネット・カタログについても販売統計データから除いて、その分については人口に置き換えていくべきということになります。

<荒井知事>

この越境物販というのは何か実態を把握できる手があるのかな。

<一松総務部長>

県民経済計算の推計に当たって一応は移出入を調査で調べていますが、出荷者に消費地に分けて記入させることを求めており、何かほぼアンケート調査みたいな感じで答えることになっているようです。

<荒井知事>

アンケートね。物販だと特に大都市近辺に偏る気がする。

家電量販店の売り上げは統計では事業所ごとに売り上げ計上がされているのか。

<一松総務部長>

はい。事業所ごとに把握できるデータしか清算基準では拾っていないので。

ただ、企業が本当に事業所単位の小売りの売り上げを正確に把握できているか、本社・本店において一括で提出しているところで偏りが入る可能性はあります。

<荒井知事>

家電量販店や家具店の売り上げがね、そんな事業所ごとにわかるのは大変じゃないかと思うのだけれどね。

<一松総務部長>

企業において事業所ごとに独立した会計経理がなされていないのに、本社・本店でそこを事業所ごとにあえて分けることで実態と乖離する可能性はある中で、そうした統計に頼っているという面は正直あります。

そもそも、統計の調査票のレベルですが、21 ページのところを見ると小売の識別を割合でしているのです。対個人消費者の取引かどうかは割合を書いてもらっているだけなのです。まあ調査とはそういうものだと思えばそうなのかもしれないですけど、結局こういうのに基づいて数字が積み上がっている現実があります。

<林座長>

こんなのわかるのかなという感じがありますよね。

<一松総務部長>

個人が購入者として現れた時に、一般消費者なのか個人事業主なのか区別できないですよ。このような統計の限界があるのが現状です。

<林座長>

はい、大変な作業でまだ今後も色々詰めていかなければならないところもあるかもしれませんが、要望書を関係機関の方に投げてくださいと思います。

## 議題（２）望ましい地方税のありかた調査事業について

<林座長>

そうしましたら、2つめの議題です。望ましい地方税のありかた調査事業についてということで、資料を後ろの方につけていただいております。各調査対象について、委員の皆様それぞれまとめていただいて最終的な報告書に結びつけるとしているところですが、特に奈良県の方に参考になりそうとか、ここは見習ったらというようなところも含めて、さらにお気づきの点があれば、少しご発言いただきたいというふうに思います。

<竹本委員>

資料の4ページ地方税滞納整理組織の概要の2-1ですけれども、大概その組織が県内に1個あるような状況ですけれども、高知県だけ地域ごとに分かれていました。それは煩雑では無いかということでお伺いしたのですけれども、結局、県全部で1個最初に立ち上げようとする、足並みが揃わなかったらしくて、ある地域でまずやってしまう。それで更にそれを軌道に乗せると、次は横の地域がという感じで徐々に広がって行ったと。最終的には全ての地域を網羅するように複数の組織が出来たということがありましたので、これは一つ参考になるのかなと思った次第です。

<林座長>

愛媛は、一部事務組合なんですね、任意組織では無くて。

<竹本委員>

鳥取県などは県がかなり主体的に入ろうとした時に一部事務組合だとやりにくので、任意組織にされたみたいですね。愛媛の場合は基本的に市町村税が中心で、県税を含めることよりも、県が関わることで市町村全体がまとまるということだったので、一部事務組合で良いという話だったと思います。

<林座長>

市町村のバックアップをするというか、フォローして手助けするという認識のところと、県税自体の収納をきちんと行うという県の税収が念頭にあるところと、両方あったなという印象がありますけれど。

<竹本委員>

はい、おっしゃるとおりで、私の主観でいきますと、愛知県とか岐阜県などは県税の滞納率をなんとかしたいというか、徴収率をなんとかしたいということで、市の方は市がやってくれば良いというか、名古屋市は入っていませんけれど、やはり豊かな市町村がいっぱいあるので、あまり市のことに口を出すということがかえって良くないという感じなので、先生がおっしゃったように自分のところ、要するに県税ですよというスタンスでした。それに対して、やはり鳥取もそうですし、愛媛や高知、特に高知なんかはそうなんですけど、別に県税が増えなくて良いですと、市町村の税収がちゃんとしてくれて、かつ県民全体の納税意識が高まってくれば良いんだと。特に市町村の財政がかなり厳しい所が多いので、まずは自分の所の税収をしっかり確保して欲しいとおっしゃっていました。だいたい県のスタンスは違うかなと思います。

<林座長>

愛知の場合も整理機構の方に、市からの人と県からの人と両方いて、そこでチームを作るということでした。奈良県の場合は県の人が市町村に派遣されるかたちですよ。どっちが良いのかという判断は難しいですが。

<竹本委員>

そうですね、今先生がおっしゃったことと少しズレるかもしれないんですけど、実はちょっと驚いたのは、例えば A という市から人が来たときに、その人の滞納の担当を元々の出身の A にするのか。A にするとやっぱり自分の市を担当するので、それはそもそもやりにくいからわざわざ出して来ているので、その人は別の地域の B を担当させるべきだという考え方。この辺りは多分、愛知とか鳥取で、そういうお考えだったんですけど、逆にそんなことをさせると良くないと。結局は、これは滞納整理組合だけが力をつけても意味がなくて、もう一つ人を育てる意味もあるということなので、来て頂いた方がまた帰って力を出せないといけないと。帰った時には結局は自分の知り合いがいるところでやるんだから、そういうところでもちゃんとやれるように今からやってもらう為には、基本的には自分の所を担当させた方がいんだという考え方と、両方おありだったので中々難しいなと思いながらお伺いしていました。だからそういった時に、やはり県の人と一緒にいる方が良いのかどうかというのも、つまり整理組合の場には県の人に来てくれるけれど、戻った時には県の職員は来ないわけなので、それが良いのか悪いのかというのはまた今の考え方で行くと両方あるのかなという気はします。



<林座長>

もう一つ森林環境税について、愛知がそうだったんですけど、森林というのが前面に出るので、都市部の方では自分達は負担するだけという話が出るということでした。愛知の場合、森林というよりも、ちょっと別の名前というか。

<竹本委員>

環境整備。

<林座長>

そう、そっちの方を優先に説明をしておられました。奈良も多少共通するところもありますよね。自分が住んでいる所はあまり森林は無いという地域が。ストレートに森林保護を前面に出せている所と、それぞれご苦労されているのがよくわかりました。

<竹本委員>

森林環境税で今、先生のおっしゃったことを補足させていただきますと、高知・愛媛・鳥取は県自体の中でのやはり森林が近いんですね。ですから例えば高知なんかはそうなんですけれど、高知市だったら都市部だろうと話をしますと、結局、高知市に住んでいる人は市外で育って高校から高知に来てとか、最近では周辺部から住だけ高知に移動してきて仕事は車で、交通網が発達したので市外に行くとか。あと愛媛もそうみたいですよね。学校・大学から愛媛市内に来て、そこから働き出しているんですけども、元々生まれたのはもっと森林部なんだと。そうすると森林の重要性とか、その為に課税しようと言った時に、あんまり反対意見が出ないような気がしますね。それに対して奈良の場合、北部地域は南との関係がそれほどでない。例えば南で育って奈良市内に移って来たという方はいらっしゃるかもしれませんが、それほど多くなくて、もうちょっと大阪とかの関係が強いので、ちょっと分断されているところがある。森林のエリアが大きい県では実は分断されているということを聞かなかったんですよね。聞いたとすると愛知ですね。愛知は分断されているんですけど、他の森林県は分断は無いと、県民一体だとお話を伺ったので、ちょっとそこは奈良と事情が違うように感じました。

確か、愛媛は値上げしたんだと思うんですけども、1回。これは結構スムーズに行ったように。高知はたぶん環境的には値上げ出来るんだと思うんですが、上げて市民は賛成するかもしれないけれど、所得状況を考えると上げないという感じでした。ちょっと高知は例外なんですけれど、基本的にこういった県は上げやすい、そんなに反対が無いようなイメージを受けました。

<上村委員>

竹本先生からの話の続き、2ページの森林環境税等のところなんですけれど、私が行かせていただいたのは神奈川県と静岡県で、両方とも森林の県であることは間違いありません。

神奈川県については、森林というよりは水源環境保全税、水源という名前がついています。これには理由がありまして、北西部が森林で南東部が、横浜辺りの水源になっています。北東からの水が引かれて、それで横浜で処理をしているという構造になっているので、非常に理解が進みやすいということでした。分断という話がありましたけれど、都市の人たちもそこから水が引かれているんだからということで、ある程度納得している。ただ一部、東京の方にも行っていることで、それは議論になっています。私たちが整備しているのに、どうして東京の方に漏れているんだと。それだと東京の人たちの為に何かやっちゃっているんじゃないかという議論はなされているということで、なかなか難しいなという感じがあります。静岡県の方は、すぐそこが森林という感じの県です。有識者委員会を立ち上げてその整備状況についてモニタリングして、それで県民の意識、県民会議を作って、それで事業の成果をちゃんとチェックしているところは、奈良県とはかなり違うと思います。何カ年計画を立てて、税についてもこれだけお金が必要だから次の税負担をこうするというのを、その有識者委員会で決めている。次のページです。森林環境税等以外の超過課税ということで、法人関係の超過課税が神奈川県と静岡県、もちろんあるわけですけど、こちら使途事業がですね、下を見ると神奈川県は幹線道路とか県土作りとか、あと静岡県は高規格幹線道路と書いてあります。基本的に一般財源なので何に使っているかわからないのですが、とはいえこういうことに使っていますというパンフレットを作って、それで主な企業さんに毎年説明に行くということをやられています。特に、使途事業の計画が切れる時は必ず経済団体に行って、こういうことで次の計画ではこれだけの超過課税をやりますので、その為の財源として必要です、というようなことをやっているということは言われていました。奈良県ではやられていないと思うので、参考になる一つの事例だというふうに思いました。とりあえず以上です。

#### <林座長>

愛知も経済団体に対して説明を行ったということでした。護岸工事などの防災事業を紹介するページがあって、それを持って県が中経連へ行くと。

#### <上村委員>

説明責任というか、そういうものを非常に重視されている。あと税務職員、税担当の方々も足で税をとっている。企業さんが必要ないですって言われる時も結構あるそうなんですけれども、とにかく説明させてくれということで行くということらしいです。大変らしいですけど。

#### <林座長>

何か今、ちょっと報告書自体にはすぐ書けていなくても、追加でお気づきの点等あればということで。

<鶴谷委員>

森林環境税については、私は鳥取と愛媛と高知などに伺ったのですが、高知なんかは、値上げしない理由として用途に困っているというかですね、税金を集めるんだけれども、何に使うかというところがちょっと、広報 PR といってもそんなにやるものでもないし、林業業者だけが儲かるような形ではちょっと困るとなると、ちょっと使い道が高知県の知事さんは特に気にされているという話はちょっと気にはなったんですが。間伐材とかをそういうのをどんどんやったらいいんじゃないですかと言うんでけれど、道が整備されていないとかやっぱり。奈良と同じ理由かもしれませんが、出してくるコストを考えるとあんまりそれに使うメリットというものもないというのと、あと人材が不足しているというのと。鶏が先か、卵が先かみたいな話になるんですが、どうやっていったら良いかというのが手探りのような形になっているような感じで、あんまり高知ではそんなに、最初に導入した割には使い道に困っているというか、そういう状況になりつつあるというふうなことは思いました。

<竹本委員>

ちょっと面白かったのは、本来は水源とかのあまり儲からない所の奥地をやるべきで、営利じゃない方が良いというので、最初そういう所ばかりやっていると、人里から離れて見えないので、ちゃんと本当にそういうのに使っているのかという話がでてきた。そこで、もう少し下りてきて道沿いなんかの、でも営利には向かない所をやって、看板を立てたりすると、ああ、ちゃんとやってくれているみたいな話になった。中々広報と本来やるべき所とが一致しなくて難しいみたいでした。

<鶴谷委員>

まあ 30 分走ったら森林見えますよね、というふうに確かに県庁からそう言われて、鳥取とか愛媛なんかはそうなんですけれど、じゃあどこで見せるかみたいな話はちょっと悩んでいる感じはありましたね。

<上村委員>

蛇足ですけど、静岡県の方では自動車税の警告チラシというのを、平成 26 年度から、中に同封するようにしています。そうすると、その後の一斉催告書の発送が、7.3 万通出していたのが、これが 5 万通になったと、2 万通くらい減ったと。警告書を入れるだけでかなり効果があるというような話は聞いてきましたけれど。これを入れていると、結構びっくりしてどうやって払うんですかと電話が掛かってくるらしいです。

<林座長>

鶴谷委員、何か意見があれば。

<鶴谷委員>

地方税の滞納処理の話は結構、各県ドラマがあって面白かったところではあるんですね。それは行政の方がどうやって努力したかという話でもあるので、とても各県どうやっているのかというのがありますし、市町村に対しての意識の持って行き方が鳥取・愛媛・高知だけでもちょっと違ったかなというふうに思います。一番エピソードとして面白かったのが、高知県がやっぱり話として、地域ごとに税金を納めていない人を対処するという形が、一番なんというかやり方としては面白いなと。オークションでそれを売ったりとかですね、広報誌に町の広報誌とかに結構載せて、滞納処理機構が何かをしているということをどんどんテレビを通じて PR していく、愛媛のテレビでバンバン CM を流しているという話ですけれど、納税意識を高めるとかいうのにも結構役に立つのかなと。その地域の個別事情があんまり効かないような仕組みをしていくというのには一番いいのではないのかなというふうに思ったんですけれどね。あんまり税金を納めない人は遠くに移動しないっていうふうな話もあるので、地域ごとに押さえていくと、やはり納税者がもう観念してやっちゃうということが多いというのも聞いたものですから、税務署管内中心に何かまとまりの範囲で、中和・南和とかそういうところでもいいと思いますけれど、奈良でも出来るのではないかなというふうに思ったんですが、県が音頭を取らないとやっぱり駄目な領域かなというふうには思いますけれど。

<林座長>

そうしましたら報告書は年度末というか、2月3月ですけれど、また今のことを考えながら、報告書作成にあたっていただければと思います。

### 議題（3）「税を考えるシンポジウム」について

<林座長>

そうしましたら、3つ目です。11月12日予定のシンポジウムについてです。これも説明をお願いします。

— 北條税務課長 資料説明 —

<林座長>

はい、パネルディスカッションについては先生方と調整中です。そうしましたら、今日議題として用意していた3つについては以上のとおりです。

— 議題終了 —

以上